

令和4年度 秩父市入札・契約制度について

1 入札方法、業者選定について

- (1) 一般競争入札で執行する案件は、建設工事及び建設工事に係る設計・調査・測量業務で原則設計金額が1,000万円以上のものとし、市内業者を優先した参加要件とします。なお、市内業者で対応困難な特殊工事等についても原則一般競争入札で実施します。
- (2) 指名競争入札は、設計金額が1,000万円未満とし市内業者を優先して指名します。ただし、設計金額が1,000万円未満であっても、一般競争入札での執行と判断した案件については一般競争入札での執行となります。

なお、次の業種の工事のうち、市内業者を限定とした工事については、設計金額にかかわらず指名競争入札で実施する場合があります。

【電気工事業、塗装工事業、防水工事業、電気通信工事業、消防施設工事業】

- (3) 土木工事と建築工事については、格付基準に基づき指名業者を選定します。
- (4) 工事の適正な確保を図るとともに、事業者の技術力の向上や社会的貢献への意欲を高めるため、工事成績評定や災害時における市への貢献度などを条件とした入札を試行的に実施します。詳細は、案件ごとに公告文等でお知らせします。

2 建設工事における最低制限価格、低入札価格調査基準価格について

一般競争入札に変動型最低制限価格、指名競争入札に最低制限価格を設定します。また、総合評価方式による入札には、低入札調査基準価格を設定します。

【変動型最低制限価格算出方法】（一般競争入札）

予定価格算出の基礎とした設計書に基づき、次に掲げる①から④の額の合計額に、0.9991 から 1.0000 の範囲内で算出して得た数（以下「ランダム係数」という。）を乗じた額を基に算出します。

- ① 直接工事費の額に10分の9.7（解体工事は10分の8）を乗じて得た額
- ② 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- ③ 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- ④ 一般管理費等の額に10分の5.5を乗じて得た額

なお、決裁権者が特別なものと認めた場合については、上記にかかわらず、算入率を変更します。（変更内容は案件ごとに公告文等でお知らせします。）

※算出方法の詳細については、**別紙1**をご参照ください。

【最低制限価格算出方法】（指名競争入札）

予定価格算出の基礎とした設計書に基づき、次に掲げる①から④の額の合計額に、100分の110を乗じた額（ただし、その額が予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては、予定価格に10分の9.2を乗じた額とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては、予定価格に10分の7.5を乗じた額）とします。

- ① 直接工事費の額に10分の9.7（解体工事は10分の8）を乗じて得た額
- ② 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- ③ 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- ④ 一般管理費等の額に10分の5.5を乗じて得た額

3 業務委託における最低制限価格について

建設工事に係る設計・調査・測量業務委託のうち、一般競争入札及び指名競争入札で執行するものは、最低制限価格を設定します。なお、最低制限価格は、予定価格の3分の2から10分の9までの範囲内で、予定価格算出の基礎となった額に基づき算出します。

※ 算出方法は、[別紙2](#)をご参照ください。

4 設計金額等の公表について

設計金額、予定価格及び最低制限価格は、事後公表とします。

5 契約保証金について

建設工事請負契約及び建設工事に係る業務委託契約については、契約金額の10分の1以上の契約保証金を付します。ただし、指名競争入札による契約又は随意契約で契約金額が500万円未満の契約は除きます。

6 前払金及び中間前払金について

前払金の支払いは、契約金額が130万円を超えるものを対象とします。また、中間前払金の支払いは、契約金額が500万円以上で工期が60日を超える工事が対象です。詳しくは、秩父市ホームページをご覧ください。

7 現場代理人の兼務について

工事の品質・工程・安全管理などが確保され、適切な施工が行われる工事について、一定の要件を満たす場合には、常駐義務を緩和し兼務することができるものとします。詳しくは、秩父市ホームページをご覧ください。

8 電子入札の実施について

入札に参加するには、電子入札システム利用者登録済であることを条件とします。なお、入札案件は、埼玉県電子入札共同システム又は入札情報公開システムを通じてお知らせしますので、希望する入札に参加できるよう随時、システムをご確認ください。

9 下請及び資材の発注について

下請及び資材の発注は、秩父市の経済活性化のため、できる限り市内業者へ発注してください。なお、一般競争入札で実施する建設工事については、入札参加要件に市内下請負人の条項を設定します。

10 適正な賃金支払いについて

公共工事の積算に用いる労務単価は、国土交通省及び農林水産省が公共事業労務費調査の結果を基に決定しています。この点に十分留意し、労働者の適切な雇用や労働条件、建設業への新規入職者を確保するため、適切な賃金の支払いに努めてください。

なお、労務単価については、埼玉県ホームページの土木工事設計単価表で確認してください。

1 1 資本関係又は人的関係のある複数の者の同一入札への参加制限について

建設工事の請負及び建設工事に係る設計・調査・測量業務の委託契約における一般競争入札において、資本関係又は人的関係のある複数の者の同一入札への参加を制限します。詳しくは、秩父市ホームページをご覧ください。

1 2 その他

○特例監理技術者等の配置について

建設業法の改正に伴い、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（特例監理技術者）について、監理技術者を補佐する者（監理技術者補佐）を専任で配置することにより、監理技術者の専任義務が緩和され、他の工事現場と兼務することが可能となりました。

このことを踏まえ、試行として本市における取扱いを「秩父市発注工事における特例監理技術者等の配置に係る試行要領」に決めました。

詳しくは、秩父市ホームページをご覧ください。

○現場代理人の兼務を認める工事について

「秩父市現場代理人の常駐義務の緩和に関する取扱要領」を改定し兼務ができる工事の対象を拡大しました。現場代理人の兼務を認める工事については、令和4年4月1日以降契約の建設工事から当該要領のとおり取り扱います。

詳しくは、秩父市ホームページをご覧ください。

○提出書類等の様式変更について

上記取り扱いにより、監督員への提出書類様式が一部変更になります。様式は秩父市ホームページに掲載しておりますので、新様式をダウンロードしていただき提出をお願いいたします。

担当 秩父市財務部 契約課

電話 25-5216（直通）

変動型最低制限価格について（一般競争入札）

電子入札による一般競争入札（建設工事に限る）で「変動型最低制限価格」を設定します。

【最低制限価格の算出方法】

- 1 最低制限基準価格（税抜き）を算定します。

最低制限基準価格は、予定価格算出の基礎となった設計書に基づき、次に掲げる算定率を乗じた額の合計額とします

直接工事費	共通仮設費	現場管理費	一般管理費
97% (解体工事は80%)	90%	90%	55%

なお、決裁権者が特別なものと認めた場合については、上記算入率を変更します。
(変更内容は案件ごとに公告文等でお知らせします。)

- 2 最低制限価格（税抜き）を算定します。

上記1の算定額に「ランダム係数」を乗じて最低制限価格の110分の100を算定します。「ランダム係数」は、電子入札の入札書提出時に自動的に決定されるくじ番号を利用して算出し、**0.9991から1.0000の範囲で、0.0001刻みの10通りの数値**とします。

(ランダム係数の算出方法は、次頁をご参照ください。)

- 3 最低制限価格を決定します。

上記2の算定額に100分の110を乗じて、最低制限価格を決定します。ただし、その額が予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては、予定価格に10分の9.2を乗じた額とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては、予定価格に10分の7.5を乗じた額とします。

【ランダム係数の算出方法】

- 1 電子入札による入札書受付日時が一番早い者と一番遅い者のくじ番号の和（ただし、この和が4桁になるときは、下3桁）を求める。

【例】	入札書受付日時が一番早い者のくじ番号	7 2 5
	入札書受付日時が一番遅い者のくじ番号	6 9 8
	くじ番号の和	1 4 2 3（下3桁に調整）
		<u>4 2 3</u>

- 2 次表により、上記1で求めた3桁の番号に対応する「ランダム係数」を求める。
『くじ番号の和 **4 2 3** に対応するランダム係数は 0.9995 となる。』

ランダム係数対応表

くじ番号の和	ランダム係数
000～099	0.9991
100～199	0.9992
200～299	0.9993
300～399	0.9994
400～499	0.9995
500～599	0.9996
600～699	0.9997
700～799	0.9998
800～899	0.9999
900～999	1.0000

- 3 例外的な措置

電子入札による入札書受付件数が2件未満の場合のランダム係数は、1.0000とする。

別紙 2

建設工事に係る設計、調査、測量業務委託における最低制限価格について

建設工事に係る設計、調査、測量業務委託のうち、一般競争入札及び指名競争入札に最低制限価格を設定します。

【最低制限価格の算出方法】

下表に掲げるそれぞれの業種区分ごとに、予定価格算出の基礎になった額から算出される同表①から④までに掲げる額の合計額に、100分の110を乗じた額とします。

ただし、その額が予定価格に10分の9を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の9を乗じた額とし、予定価格に3分の2を乗じて得た額に満たない場合にあっては3分の2を乗じた額とします。

業種区分	①	②	③	④
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額	—
建築関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額
※ 土木関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額 (直接原価)	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の4.8を乗じて得た額
	直接人件費の額	直接経費の額	技術経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額
地質調査業務	直接調査費の額	間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額	解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額	諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額
※ 補償関係コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の4.5を乗じて得た額
	直接人件費の額	直接経費の額	技術経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額

※ 「土木関係の建設コンサルタント業務」及び「補償関係コンサルタント業務」においては、使用する積算基準書等の体系により上段、下段を使い分けます。

※ 上記業種区分に該当しない業種の最低制限価格の基準は、予定価格の3分の2から10分の9までの範囲内とします。